

技術・職業教育に関する改正勧告（仮訳）

2001年11月2日 第31回ユネスコ総会採択

国際連合教育科学文化機関の総会は、

「技術・職業教育に関する改正勧告」の実施に関する第3次協議のために当初想定された主要テーマを「技術・職業教育に関する第2回国際会議」の議題に織り込むこととした執行委員会第154回会議の決議4.3(1989年)を想起し、

「技術・職業教育に関する第2回国際会議」(1999年4月、ソウル)が、情報・コミュニケーション技術の分野における地球規模化と革命の時代である21世紀の新しい挑戦を反映して作成した諸勧告の価値を認めるとともに、したがって、これらの勧告が、平和の文化、環境的に健全な持続可能な開発、社会的統合、及び世界市民であることの諸目的の達成という新しい要求を満たすように、「生涯を通じての万人のための技術教育・訓練及び職業教育・訓練(TVET)」の新しい方向を示すものであることを認め、

また、「技術・職業教育に関する第2回国際会議」により特定された新しい傾向を考慮に入れつつ、「技術・職業教育に関する改正勧告」の改訂版を作成すること、2000~2001年の2年期中にその新しい草案を協議のために全加盟国に提示すること、及び、この草案を、その実施に関する将来の協議の方式の案とともに第31回会期の総会にその承認を求めるために提出することを事務局長に要請した第30回会期総会決議第14号を想起し、

第31回会期総会文書2.2及びこれに付随する「技術・職業教育に関する改正勧告案(2001年)」を検討し、

- 1 2001年11月2日、「技術・職業教育に関する改正勧告(2001年)」を採択し、
- 2 ソウル会議のフォローアップの5年毎の評価とともに、この勧告の実施に関し、加盟国との将来の協議を行うことを事務局長に要請し、
- 3 加盟国が、技術・職業教育を発展させ、改善するに当たり、それぞれの国の領域内において、この勧告で掲げられている諸原則を実施するために求められるであろうあらゆる法的措置又は他の措置をとるよう勧告し、
- 4 さらに、加盟国が、技術・職業教育に携わる当局及び機関にこの勧告を知らせるよう勧告し、
- 5 また、加盟国が、ソウル会議のフォローアップの5年毎の評価とともに、各国が勧告を実施するためにとった措置に関する報告を総会に提出するよう勧告する。

適用範囲

- 1 この勧告は、教育機関内若しくは教育機関の権限の下で、公の当局若しくは民間セクター又は他の形態の組織的教育を通じて、公的に又は非公式的に行われる、地域社会のすべての構成員が生涯学習の道にアクセスできることを保証することを目的とする、技術的及び職業的な性質を有する教育のすべての形態及び側面に適用される。
- 2 この勧告の趣旨に照らし、「技術・職業教育」という言葉は、一般教育に加え、科学技術及びこれに関連する科学の学習並びに経済的及び社会的生活の種々の部門の職業に関連する実践的な技能、態度、理解力及び知識の習得を含む教育過程の諸側面をいう包括的用語として用いられる。技術・職業教育はさらに以下のものであると理解される。
 - (a) 一般教育の欠くことのできない一部
 - (b) 職業分野のための準備、及び労働の世界に効果的に参加できるようになるための準備の1手段
 - (c) 生涯学習の1側面及び責任ある市民となるための1つの備え
 - (d) 環境的に健全な持続可能な開発を促進するための1つの手段
 - (e) 貧困の軽減を容易にする1つの方法
- 3 教育プロセス全体の一部であり、世界人権宣言第26条に示された権利である技術・職業教育は、国際連合教育科学文化機関の総会がその第11回会期(1960年)で採択した「教育における差別待遇の防止に関する条約」及び「勧告」、並びに総会がその第25回会期(1989年)で採択した「技術・職業教育に関する協定」において定義される「教育」という用語の中に含まれる。したがって、これらの条約、勧告及び協定の諸規定は、技術・職業教育にも適用される。
- 4 この勧告は、変化する世界における社会的、経済的ニーズ及び利用可能な資源に応じ、かつ、技術・職業教育の地位を高めるとの見地に立ち、各国により適用されるべき一般原則、目標及び指針を掲げるものと理解されるべきである。それらの規定の適用及び実施の時期は、当該国における特有の条件及び憲法の規定のいかんによる。

教育プロセスとの関連における技術・職業教育の目的

- 5 現代を特徴づける科学、技術及び社会経済的な巨大な発展（進行中であるか予見される場合であるかを問わない）、特にグローバル化並びに情報・コミュニケーション技術における革命を考慮すれば、技術・職業教育は、すべての国における教育プロセスの極めて重要な側面であるべきであり、特に、
 - (a) より大きな民主化の促進と社会的、文化的、経済的発展という社会の目標の達成に貢献すべきであり、また、同時に、宗教、人権及び年齢の差を問わず、この目標の確立と実現への積極的参加のため、男性、女性の両性ともに、すべての個人の可能性の開発に貢献すべきであり、

- (b) 人々が科学的及び技術的变化の社会的、政治的及び環境的影響について批判的な見方をとるとともに、自己の環境を理解し、かつ、これに働きかける能力を持つことができるように、現代文明の科学的及び技術的側面の理解へと導くものであるべきであり、
 - (c) 人々に、各自の職業及び各自の生活の他の領域を通じて、環境的に健全な持続可能な開発に貢献する力を人間に与えるべきである。
- 6 教育、労働の世界及び地域社会全体のための新しい関係の必要性を前提として、技術・職業教育は、それぞれの国のニーズ及び全世界の技術発展に適合した生涯学習の体系の一部として存在すべきものである。この体系は、次のことに向けられるべきである。
- (a) 教育の諸段階及び諸領域の間、教育及び労働の世界の間、並びに学校及び社会の間の障壁を次のことを通じて除去すること。()すべての教育段階において、技術・職業教育と一般教育とを適切に統合すること。()開かれかつ柔軟な教育体系を創造すること。()労働の経験を学習の一部として認め、個人の教育上のニーズ及び職業と仕事の進展を考慮に入れること。
 - (b) 個人が知的視野を拓き、専門的技能及び知識を習得し、常に向上させ、経済的、技術的变化の成果を一般的福祉のために利用するため積極的に社会に参加することを可能にするような学習の文化を創造することによって生活の質を改善すること。
- 7 技術・職業教育は、まず広い基礎的な教育から始めて、教育制度内及び学校と労働の世界との間の水平的及び垂直的なつながりを促進し、そのようにしてすべての形態の差別待遇の除去に貢献すべきである。そして、技術・職業教育が次のようになるよう計画されるべきである。
- (a) 技術及び労働の世界及び責任ある市民のための人間的価値・基準への手ほどきの形ですべての人の基礎的一般教育の不可欠の部分となること。
 - (b) 人々が様々な部門の職業又は継続教育へと導く才能、興味及び技能を発達させる手段として自由にかつ積極的に選択され得ること。
 - (c) 充実した一般教育で基礎知識が与えられることによって、かつ、6(a)で言及された統合の結果、専門化のすべての段階を通じて一般教育の要素が含まれることによって高等教育機関を含むすべての段階の教育の他の側面及び領域へのアクセスを可能にすること。
 - (d) 技術・職業教育のある分野から他の分野への移動を可能にすること。
 - (e) 各国で実施されている教育制度に従って、一般基礎教育が習得されたときみなされる最低年齢で教育、経歴及び職の移動を可能にするため、正規の教育制度の内外で、そして訓練と結合するか、又はこれと並行して、すべての人と専門化のあらゆる適当なタイプにとって容易に利用可能であること。
 - (f) 前記の諸条件により、かつ、平等を基礎として男子同様女子も利用することがで

き、また、公然及び隠然の偏見及び差別を除去し、職業教育及び技術教育に対する女子の興味を引き起こす方策を求めることにより、学習環境及び勤労環境が女子の参加に適切なものにされる場合に、利用することができること。

- (g) 障害のある者と、移民、避難民、少数者（先住民を含む）、紛争後の除隊兵士、恵まれない人々、社会から除外された青少年といった社会的、経済的に不利な条件下にあるグループをより容易に社会に統合させるため、これらの者にとって彼らのニーズに適合した特別の形態で利用することができること。

8 個人のニーズ及び志望に関して、技術・職業教育は、

- (a) 人格及び性格の調和的発展を可能にして、かつ、精神的及び人間的な価値、理解力、判断力、批判的思考力及び自己表現力を育成すべきであり、
- (b) 必要な知的手段、技術力及び企業家的技能及び態度を発達させることによって個人に生涯学習の準備をさせるべきであり、
- (c) 意思決定能力と、仕事の間及び地域社会全体の中での積極的かつ理性的な参加、チームワーク及び指導力に必要な資質を発達させるべきであり、
- (d) 情報・コミュニケーション技術の急速な進歩に個人を適応させることを可能にするべきである。

政策、計画及び行政

9 政策の策定並びに技術・職業教育の行政は、教育プロセスのため、並びに国及び可能な場合には地域の現在及び将来の社会的、経済的必要のために採用された一般的な目的の支持を得て行われるべきであり、また、適当な立法的及び財政的な枠組みの採用も同様に行われるべきである。「技術・職業教育に関する協定」（1989年）第2条に定められ、さらに技術・職業教育に関する第2回国際会議（1999年）の勧告に記されているように、政策は、技術・職業教育の構造的改善及び質的改善の双方を目的とすべきである。

- (a) 政府は技術・職業教育の主要な責任を負うものであるが、現代の市場経済においては、技術・職業教育に関する政策の立案及び実施は、政府、雇用者、専門職業団体、産業、被雇用者とその代表、地域社会及び非政府機関（NGO）との間の新しい協力関係を通じて達成すべきである。この協力関係は、変革のための国の戦略の開始を可能にする首尾一貫した法的枠組みを生むものでなければならない。この戦略の中で、政府は技術・職業教育を実際に提供することとは別に、地域サービスの義務を特定し、適用することにより、リーダーシップとビジョンを提供し、質の保証を促進、調整、確立し、さらに技術・職業教育がすべての者のためのものであることを保証することもできる。
- (b) 技術・職業教育は、多様な公的、私的提供者によって最もよく実施される。その適切な協力体制は、教育の質を保証すると同時に、教育の選択を容易にする政府

の責任を伴って、多くの方法を取りうる。

(c) 政府と民間部門は、技術・職業教育がコストではなく、多大な見返りを伴う投資であるということを認識すべきである。この見返りには、労働者の福祉、生産性と国際競争力の拡大が含まれる。したがって、技術・職業教育に対する経費は、可能な限り最大限、政府、産業、地域社会及び学習者の間で分担されるべきであり、政府は、適当な財政上の奨励措置を提供すべきである。さらに、特に最後進国の政府は、技術・職業教育における2国間及び多国間の能力開発協力を求めていくべきである。

(d) 政府部内においては、技術・職業教育の各種の要素について、異なる部局・機関の間において同種の責任事項及び重複した責任事項が往々にして存在する。政府は、自らの公的機関の枠組みを可能な限り最大限合理化して、各国の技術・職業教育の努力を調整し、民間部門との有効な協力関係を築き、すべての関係者の利益のために技術・職業教育を促進することが望ましい。

10 技術・職業教育の発展及び拡充の計画には、次の諸点を通じ、特別の注意が払われるべきである。

(a) 国の開発計画及び教育改革計画において、技術・職業教育に高度の優先順位を置くこと。

(b) 国の短期的及び長期的ニーズを評価すること。

(c) 現在及び将来の財源の妥当な割当てを措置すること。

(d) 教育政策立案と雇用政策との相互補完性を容易にするため、統計資料及び将来予想の分析に基づく技術・職業教育の立案の調整に責任を有する国の機関を設置すること。

11 計画立案は、国及び可能な場合には地域の経済的、社会的動向、並びに、技術・職業教育が科学的、技術的及び社会経済的变化に容易に適応することができるような方法で、種々の物品及び役務並びに種々の技能及び知識に対する需要の予想される変化に対応するものとなるべきである。また、この計画立案は、現在及び将来の訓練措置、並びに都市及び農村地域の両方における労働の世界の進展と調整されるべきである。

12 第一義的な責任は教育当局が有すべきであるが、次に掲げる関係者の集団は、政策策定及び計画の過程に積極的に参加すべきである。このことを可能にするため、公的な機関、協議機関若しくは諮問機関の形態をとる国と地方の関連機構が創設されるべきである。

(a) 経済・社会政策の立案、労働及び雇用、並びに製造業及びサービス業について責任を有する公の当局

(b) 雇用者と労働者の中から選ばれた各職業部門内の非政府組織の代表者並びに非公式経済、小企業所有者及び企業家の代表者

(c) 学校外の教育及び訓練について責任を有する当局又は機関

- (d) 公的教育及び国が認定した私的教育において教育政策の執行に責任を有する者（教員、試験実施機関及び行政官を含む）の代表者
 - (e) 父母団体、元生徒の団体、学生団体及び青少年団体
 - (f) 地域社会一般の代表者
- 1 3 技術・職業教育の構造的改善のための政策は、教育において現代情報技術を提供することを考慮し、教育、訓練、教育指導及び職業指導（これらの活動が正規の教育制度内で行われるかその外で行われるかを問わない。）のための、開かれ、柔軟で、かつ補完的な構造の創設を通じて生涯教育の原則を実施することを目的とした幅広い政策の枠内で策定されるべきである。この点に関して、次のことに考慮が払われるべきである。
- (a) 教育を勤労の世界に結びつける多様なカリキュラムを提供する多目的中等教育
 - (b) 柔軟な入学システムと、短期間の専門的な課程から総合的学習及び職業的専門化のための長期間の全日制課程までを提供する高等教育機関を有すること
 - (c) いかなる承認された課程の履修にも単位が与えられ、また、教育上及び（又は）職業上の資格並びに労働の経験に対して認定が与えられる等価性制度の確立
 - (d) みずからの教育の継続を願う学習者のために、技術・職業教育と高等教育課程との間に連携関係及び道筋をつくること
- 1 4 政策は、種々の教育の流れの間における差別を排除するように（教育の）高い質を確保することに向けられるべきである。この点に関し、国の技術・職業教育が国際的基準を満たすことを確保するように特別の努力がなされるべきである。
- 1 5 質を確保するため、責任を有する国の当局は、定期的な検討及び評価に従い、次のものために、技術・職業教育（可能な限り、正規でない教育を含む）のすべての側面に適用される一定の標準及び基準を設定すべきである。
- (a) 到達度及びその結果としての資格についてのすべての形態の認定
 - (b) 職員の資格
 - (c) 学習者に対する教員及び訓練要員の比率
 - (d) カリキュラムと教材の質
 - (e) あらゆる学習及び訓練の環境の安全を保障するための措置
 - (f) 施設、建物、図書館、作業場の設計、機器の質と型
- 1 6 生涯学習の範囲内での可能性に特に重点を置いた技術・職業教育に関わる研究及び、その発展と一般的な社会経済事情との直接的な関連に向けられた技術・職業教育に関する研究を、国の政策は育成すべきである。この研究は、国及び機関のレベルで、個人のイニシアチブによって実行されるべきである。このため、
- (a) カリキュラムの開発、教授・学習の方法及び教材に関する研究、並びに、必要がある場合には、開発問題に適用される技術及び技法に特別の重点が置かれるべきである。

- (b) 公的及び(又は)私的な財源及び施設が、代表として選ばれた技術・職業教育のための機関において研究結果を実験的に適用するために、高等教育機関、専門的研究調査機関及び専門職業団体の利用に供されるべきである。
- (c) 研究と実験の肯定的な結果は、利用可能なすべての媒体、特に情報・コミュニケーション技術を利用して、広く周知されるべきである。
- (d) 技術・職業教育の有効性は、数あるデータの中でも特に、定時制の入学数、中途退学率並びに有給雇用及び自己雇用への就職者数についての統計を含む適切な統計を用いることにより評価されるべきである。
- (e) 勤務条件を、人間性を尊重したものにするための研究努力が重視されるべきである。

17 行政機構は、新しい研究成果の速やかな適用を確保し、基準を維持するために、評価、監督及び認定の業務のために、次のような措置をとるべきである。

- (a) 評価の業務は、全体として、職員、施設、課程、及び最も重要な生徒の学習到達度の不断の改善を通じて、進歩を点検し基準を維持することを目的とする検討及び処置を継続的に行うことによって、技術・職業教育の質及びその円滑な運営を確保すべきである。
- (b) 職員に対する監督の業務は、指導及び助言を与え、継続教育を勧奨することによって授業の質の向上を奨励するものとなるべきである。
- (c) 私的な機関が提供するものを含めて、技術・職業教育のすべての課程は、公の当局による承認を受けなければならない。
- (d) 個々の機関は、地域のニーズに合わせるため、実業及び産業界の参画を伴う課程を企画する権限を持つべきである。

18 技術・職業教育に必要な物的資源には特別の注意が払われるべきである。優先順位は、当面のニーズ及び将来予想される拡大の方向について、労働の世界の代表と協議し、次のような適切な考慮を払って、慎重に確定されるべきである。

- (a) 施設整備のための計画が、その使用について最大限の効率及び柔軟性を確保することに向けられるべきであること。
- (b) 施設的设计、建設及び装備が、産業界の専門家、教員及び学校建築家と協力し、かつ、その施設の目的、当該地域の一般的要因及び適切な調査に適切な考慮を払って実行されるべきであること。
- (c) 消耗品及び機器の維持・修理のための再発的経費に対し十分な財源が割り当てられるべきであること。
- (d) 機関は、その管理及び財務運営についてより大きな自治が与えられるべきであること。

一般教育の技術的及び職業的な側面

- 1 9 技術及び労働の世界への手ほどきは、一般教育の不可欠の構成要素となるべきである。現代文化の技術的な性質についての理解及び実際的技能を必要とする仕事についての正しい評価は、この手ほどきによって獲得されるべきである。この手ほどきが、教育の改革と民主化における主要な関心事であるべきである。この手ほどきは、初等教育で始まり中等教育の初期まで継続する教育課程の必修の要素であるべきである。
- 2 0 技術及び職業についての一般的な手ほどきを受ける機会は、職場又は地域社会全体の中での教育制度の内外で、その機会を役立てようと望んでいるものにとって引き続き利用することができるものとすべきである。
- 2 1 青少年の一般教育における技術及び職業についての手ほどきは、興味と能力の全領域にわたる教育上の必要条件を満たすべきである。この手ほどきは、主として、次の3つの役割を果たすべきである。
- (a) 材料、道具、技術並びに生産、分配及び管理の過程全体についての探究を通じて労働の世界並びに技術及びその成果の世界への導入に資することにより、教育的視野を拡大し、かつ、実践的な経験を通じて学習過程を拡充すること。
 - (b) 技術・職業教育に興味と能力を有する者を、職業分野への準備教育又は正規の教育制度外の訓練の方向へ向けること。
 - (c) 正規の教育から離脱するが特定の職業上の目的も技能も有しない者について、その適性及び可能性を高めることとなるような態度及び思考プロセスを助長し、職業の選択及び最初の就職を容易にし、かつ、各自の職業訓練及び人格的な発展を継続することができるようにすること。
- 2 2 青少年活動のオリエンテーション及び教育に大きな重要性をもつ、学校における一般的な技術及び職業の学習は、理論的課業と実地課業との間での適切なバランスを含むべきである。このような学習課程は、実業界並びに技術・職業教育を担当する者と協力して作成されるべきである。これらの課程は、
- (a) 問題解決及び実験的な方法を基礎とするべきであり、かつ、計画策定の方法及び意思決定における経験を含めるべきである。
 - (b) 学習者を、広範な技術の諸分野へ導くとともに、生産労働の場へも導くべきである。
 - (c) 道具の使用、修理・保存及び安全対策のような有益な実際的技能をある程度駆使する能力を発達させるべきであり、このような技能の価値に対する尊重の念を育成するべきである。
 - (d) 良いデザイン、熟練技能及び品質に対する評価力を発達させるべきである。
 - (e) チームの構成員として機能し、技術的情報を伝達する能力を発達させるべきである。

(f) 現地の環境と密接な関係をもたせるべきである。ただし、それに局限するものではない。

2 3 青少年及び成人のための一般教育の内容の拡充における技術的及び職業についての手ほどのプログラムは、労働生活者に次のことを可能にすることを目的とすべきである。

(a) 技術的变化の一般的影響、技術的变化が各自の職業生活及び私生活に及ぼす影響並びにこの変化にいかに対応するかを理解すること。

(b) 家庭及び共同社会の環境を改善し、このようにして生活の質を改善するため、また、事情が適当であれば、生産的な余暇活動のために実際的技能を用いること。

(c) 環境に及ぼすと考えられる技術の影響に対する認識及び持続可能な開発の概念に対する認識を教えること。

職業分野への準備としての技術・職業教育

2 4 中等であるか高等であるかを問わず、正規の教育と、活用できる雇用機会及び経歴の機会との間の不均衡を前提として、技術・職業教育に最高の優先順位を与えるべきである。その結果、一般教育であるか技術・職業教育であるかを問わず、伝統的な教育の構造及び内容は、次のことを通じてしかるべく変えられるべきである。

(a) 中等教育が雇用若しくは訓練と連携して追求されるようにし、又は雇用若しくは高等教育につながるようにするために後期中等教育を多様化し、これによってすべての青少年に対し各自のニーズ及び努力に対応した教育の選択肢を提示すること。

(b) 大学を含む教育機関、訓練機関及び労働の世界との間の組織化されかつ柔軟な交流を中軸としたすべての段階の教育機構及び教育課程を発達させること。

2 5 職業分野への準備としての技術・職業教育は、生産的で満足のいく経歴のための基礎を提供すべきであり、かつ、次のことを行うべきである。

(a) 各個人が職業選択の自由を制限されず、かつ、労働生活の過程である分野から他の分野へ移動することができるようにするため、所定の分野の中で多数の職業に適用できる広い知識及び一般的技能の修得に導くこと。

(b) 同時に、自己雇用を含む最初の雇用のため完全かつ専門的準備を提供すること、さらに、雇用中における訓練機会を与えること。

(c) 個人の労働生活のいずれの時点においても教育を継続することができるように知識、技能及び態度についての基礎を提供すること。

2 6 早すぎ、かつ狭い範囲の専門化は避けるべきである。すなわち

(a) 原則として、15歳を、専門化を開始するための最低年齢と考えるべきである。

(b) 専攻分野が選択される前に、それぞれの広い職業部門のために、基本的な知識と一般的技能を与える共通の学習期間が必要とされるべきである。

2 7 技術・職業教育の課程は、女兒と女性に動機を与えることに特に重点を置いた、すべての学習者のニーズを満たすため、総合的、包括的なシステムとして企画されるべきである。女性の平等な入学及び参加は、次のことによって確保すべきである。

- (a) 適切な法的措置
- (b) 機会に関する情報の広範囲の普及
- (c) 性別の違いに敏感に対応した指導及び相談
- (d) 地域の事情に即したその他の措置

2 8 就学していない失業中の青少年、初等教育をほとんど又は全く受けていない少数民族、移民労働者、難民等の社会的に不遇な人口の子弟及び義務教育修了後教育又は訓練の課程に参加していない者に対し、これらの者が有給雇用又は自己雇用に必要な技能を習得することができるよう特別の措置がとられるべきである。

2 9 身体的及び知的障害のために不利な立場にいる者を社会及びその職業に統合することの必要性を前提として、これらの障害者とその潜在能力を發揮し、労働力への参加を最も効果的に行うため、職業資格を取得することを目的として、障害のない者と同じ教育機会を利用できるようにすべきである。このため、特別の措置又は特別の制度が必要となることがある。

組織

3 0 職業分野への準備としての技術・職業教育は、社会的、経済的及び教育的必要条件並びに住民のニーズに対し差別なく積極的に対応するよう国又は地方及び地域の規模で組織されるべきである。

3 1 技術・職業教育のいくつかの組織上の形態（全日制、定時制、開かれた遠隔学習制の選択を含む）が各国内に存在しうる。次のパターンが考慮されるべきである。

- (a) 総合的又は専門的のいずれかの教育機関で提供される一般教育及び実地訓練を含む全日制
- (b) 一般教育並びに職業分野の理論的及び広い実践的側面が教育機関で与えられ、また、選ばれた職業の勤務中に専門の実地訓練が習得される次のような定時制課程
()若い労働者及び見習工が1週につき1日又は2日教育機関に通学することとなる終日就業免除制度()教育機関に通う期間と工場、農場、商社、その他の企業で行われる訓練の期間が交互に設けられているサンドウィッチ制度()労働者が年間10週間から15週間のコースに出席するための勤務を免除される短期就業免除制度
- (c) 開かれた遠隔教育課程。これは、()通信制、()特別なラジオ・テレビ放送、()インターネット、その他のコンピュータを基礎にしたメディア、を通じて行われる。

3 2 責任を有する当局は、定時制教育を奨励すべきである。したがって、

- (a) これらの課程は、最低限度の義務教育又は必修教育の修了後に通学可能となり得るものであり、また、一生にわたり通学可能であり続けるべきである。
- (b) この方法で取得された資格は、全日制教育で取得された資格と同等であるべきである。
- (c) 雇用者により実施される実地訓練は、できる限り広範囲にわたるものであるべきであり、また、国際基準を満たすことを目指すべきである。

3 3 資格のある中等教育要員に対する必要の増大、及び中等教育又はこれと同等の教育を修了した者の数の増大に鑑み、高等教育の段階における技術・職業教育の課程の開発に、公立及び私立機関の設置者の双方により高い優先順位が与えられるべきである。次の形態が考慮されるべきである。

- (a) 指導の下に行われる 1 年から 2 年の期間での作業経験、及びこれに続く定時制又は全日制的専門課程
- (b) 定時制課程及び（又は）夜間課程
- (c) 専門化した中等教育機関又は高等教育機関で行われる課程の延長としての全日制課程
- (d) 開かれた遠隔学習を通じて提供される課程

3 4 機器の費用の高さに鑑み、その使用は、最大限の利益を生むように組織されるべきである。このことは、次のようにして達成することが可能であろう。

- (a) 1 つに集中したあるいは移動可能な作業場、及び図書館は、複数の教育機関の役に立つように使用されうる。
- (b) 教育機関が夜間及び休日に閉館する時には、その教室及び作業場が継続教育及び非公式の訓練課程のために活用されるべきである。
- (c) 作業場及び実験室は、保守管理の文化と安全基準を尊重する心を植え付けるために利用されるべきである。
- (d) 企業は、その設備及び施設を実地訓練の用に供するよう奨励されるべきである。

3 5 企業は、その特定部門の職業に従事するために準備している者の理論的訓練及び実地訓練に積極的に関与すべきであり、かつ、この訓練の組織に関し、教育機関と協力すべきである。

課程の内容

3 6 職業分野への準備としての技術・職業教育のすべての課程は、

- (a) 科学的知識、技術的な用途の広さ、並びに新しい発想及び処理法への敏速な適応のため、及び経歴の着実な向上のために必要な中核となる能力及び一般的技能を提供することを目的とすべきであり、
- (b) 国の教育当局、雇用当局、職業団体その他の関係機関による職業上の要求についての分析及び見通しを基礎とすべきであり、

- (c) 一般教科、科学及び技術、並びにコンピュータ操作能力、情報・コミュニケーション技術、環境のような教科と、職業分野の理論及び実際の両側面の研究との間の適切な均衡を含めるべきであり、
- (d) 学習者が自己信頼を確保し責任ある市民となるのに向けて、価値、倫理及び態度についての感覚を発達させることを強調すべきである。

3 7 特に、課程は、

- (a) 現在では多くの職業が2つ以上の伝統的学習領域を必要としているので、学際的な性質のものであるべきであり、
- (b) 中核となる知識、能力及び技能を中心として考案された教育課程を基礎とすべきであり、
- (c) 職業分野全体の社会的及び経済的側面についての学習を含めるべきであり、
- (d) 学生たちが、変化する雇用環境の中で働けるようにするために学際的な観点を含めるべきであり、多文化的な視野を組み込むべきである。これには、国際的な雇用のための準備としての外国語学習が含まれることもある。
- (e) 国際的に使用されている外国語のうち少なくとも1つの外国語についての学習（文化水準の向上に役立つとともに特にコミュニケーション並びに科学用語及び技術用語の習得の必要並びに国際的雇用及び多文化的環境のための準備の必要に重点を置く。）を含めるべきであり、
- (f) 組織及び計画に関する技能並びに企業者の技能への導入を含めるべきであり、
- (g) 一定の職業分野で使用される材料及び機器に関する安全対策及び環境的に健全な対策の指導、並びに当該職業全体に関する安全な労働条件及び衛生面（緊急時及び救急の訓練を含む）の重要性を強調すべきである。

3 8 実際の側面における課程は、それが前記の一般原則及び構成要素を基礎とし、そして、すべての場合により幅広い教育目的を追求する限り、特殊な職業的必要要件（特に「新しい」職業及び変化の過程にある職業における）及び、特に、伝統的と考えられる職業を含むすべての職業の効率性を高めるための道具としての新しい情報・コミュニケーション技術の利用を考慮に入れて立案されるべきである。

3 9 大学卒業資格を与える技術・職業教育の課程は、それが研究を奨励し、かつ、高度の専門化を提供する限り、次のことに特別の注意を払って立案されるべきである。

- (a) 技術の諸分野で幅広い責任を有する者が、常に自分の専門的職務をより大きな倫理的及び社会的目標に関係させるような態度を育成することに向けられた要素を含めること。
- (b) 技術・職業教育が経済的、個人的及び社会的利益のためにあることを念頭に置きつつ、より一般的に人生及び労働の世界に踏み出す準備をさせること。

4 0 農業分野の枠内における職業の準備としての技術・職業教育の課程は、農村地域にお

ける持続可能な開発のための全般的な社会的及び経済的な必要要件に合致して立案されるべきである。

- 4 1 財源の不足が深刻な制約となっている場合には、国の経済発展及びこれに伴う労働市場の成長の予測されるニーズを考慮し、技能を有する人材の不足を経験している領域のための課程を開発することに重点が置かれるべきである。
- 4 2 小規模工業、個人経営農業又は職人の職業のための、特に自家営業のための準備としての課程には、このような職業に従事する人々が生産、販売、適切な経営及び事業の合理的組織に責任をとることができるようにする企業経営、初歩的な情報・コミュニケーション技術の学習を含めるべきである。
- 4 3 事務、商業、及び旅行業及び接客業を含むサービス部門の職業に導く課程は、次のものから成るべきである。
 - (a) コンピュータに基づく技術を業務及び事務管理、特に情報の入手及び処理に適用した結果として開発された方法及び技能についての訓練
 - (b) 企業の円滑な運営に必要な組織及び経営の技能に関する訓練
 - (c) 販売及び流通のプロセスの入門
- 4 4 社会サービス部門（例えば、コミュニティ・ワーク及びファミリー・ワーク、看護及び医療補助の職業、栄養・食品技術、家政学及び環境改善）のすべてのレベルにおける人員を養成する課程の開発に特別の注意を払うべきである。これらの課程は、
 - (a) 栄養、衣料、住宅、医療、家庭生活の質又は環境の質に関わる生活水準を引き上げることに専門職業分野の方向を向けるべきであり、
 - (b) 現地の事情に基づく特殊な要件、特に気候及び地理、利用可能な材料、地域社会の組織及び社会・文化形態に基づく特殊な要件に適応するべきである。

継続教育としての技術・職業教育

- 4 5 継続教育としての技術・職業教育を、公的又は私的資金により、正規の教育制度の中と外の両方で、かつ生涯学習の枠内で発展させ拡充することは、すべての教育戦略の優先的な目的であるべきである。また、すべての人が、過去に取得した資格のいかんを問わず、各自の職業教育及び一般教育の双方を継続することができるようにする（すべての過去の学習及び関連の労働の経験の接続、認定及び承認を通じ、とぎれのない通路を学習者のために容易にすることにより）ための幅広い措置がとられるべきである。過去の学習を接続、認定及び承認することに重点を置きつつ、とぎれのない通路を学習者のために容易にするため、技術・職業教育は、他のすべての教育部門との密接な関係を開発すべきである。この範囲において、技術・職業教育は、青少年及び成人を含むすべての市民にとって最も貴重な技能である「学習することを学ぶ」力の育成を目的とする健全な初期の教育・訓練を確保する責任を有するものである。

4 6 しばしば唯一の目的しか有していなかった一般教育又は職業教育における不足を補うことを成人に可能にすることに加え、継続教育は今後、

- (a) 円滑な生涯学習を容易にし、継続的な入学、退学、再入学を保証するため、課程の管理及び教育課程の企画に柔軟性を与えることにより、人格の発達及び専門職業上の向上の可能性を提供すべきであり、
- (b) 当該職業分野における知識、実践的な能力及び技能を最新のもの、更新されたものとするようにすべきであり、
- (c) 個人が自己の職業についての技術的变化に適応し、あるいは他の職業に移ることを可能にすべきであり、
- (d) 職業経験を過去の学歴の代わりとなるものであると認識し、年齢、性別、学歴、訓練歴又は地位による制限を受けることがなく個人の労働生活を通じて利用することができるようにすべきであり、
- (e) 高齢者のうち一層多くの者に利用可能となるべきであり、
- (f) 一般教育的要素及び今日の横断的領域を含む範囲の広いものであるべきである。

4 7 関係当局が、有給の教育休暇又は他の形態の財政援助を供与するなどといった形で、継続教育としての技術・職業教育のための基本的条件を設けるよう奨励されるべきである。

4 8 継続教育としての技術・職業教育は、次のような手段を通じて積極的に奨励されるべきである。

- (a) マスメディアとインターネットを十分に利用することを含め、利用することができる課程について、及び既存の機会をいかに利用することができるかについての情報を広範囲に普及すること。
- (b) 雇用者及び専門職業団体を参画させて、課程の修了を昇給及び昇進によって認めること。

4 9 継続教育としての技術・職業教育の組織者は、次の柔軟な実施形態に考慮を払うべきである。

- (a) 職場での勤務時間中に与えられるコース及び訓練
- (b) 既存の中等及び高等教育段階の技術・職業教育機関を利用した定時制コース
- (c) 夜間及び週末のコース
- (d) 通信教育コース
- (e) 教育ラジオ・テレビ及びインターネットによるコース
- (f) 短期の専門的な「再教育」コース

5 0 次の形態の学習・訓練休暇制度が考慮されるべきである。

- (a) 終日就業免除
- (b) 種々の期間の短期就業免除
- (c) 勤務時間中の1時間以上の就業免除

- 5 1 継続教育としての技術・職業教育の課程は、
- (a) 既に習得された専門的知識・技術を考慮に入れた柔軟な教授法を使用しつつ、成人に特有の要件に適合させて企画・実施されるべきである。
 - (b) 個々人の各週ペースに合わせて企画されるべきであり、
 - (c) 情報・コミュニケーション技術が提供する可能性に配慮して編成されるべきである。
- 5 2 特殊な要求をもつ特別の集団のために措置がとられるべきである。
- (a) 女性が職場復帰するため各自の知識及び職業的技能を最新のものとするため、出産休暇を完了することができるようにすること。
 - (b) 中年以上の労働者及び失業者が新しい職業に適応することができるようにすること。
 - (c) 少数民族、外国人労働者、移民、難民、現地生まれの者及び心身に障害のある者を労働生活に適応させることを支援するために、これらの者に訓練課程を提供し、
 - (d) 社会から取り残され、除外されている他の者（学校中途退学者、非就学青少年、戦乱後の状況において除隊した兵士など）が社会の本流に戻るができるようにすること
- 5 3 遠隔学習方式による継続教育としての技術・職業教育の課程が、農村地域に住む個人及び季節労働に従事する個人など、距離及び居住地域のために不利を蒙っている者の利益のために奨励されるべきである。

指導

- 5 4 指導は、教育制度全体にわたる継続的な過程と見るべきであり、すべての人が教育及び職業の選択を意識的、積極的に行うことを支援することに向けられるべきである。指導は、次のような、あらかじめ必要な条件を個人に与えることを確保すべきである。
- (a) 自己の興味、能力及び特別の才能を意識し、かつ、生涯の計画を作成することができるようにすること。
 - (b) 自己の潜在能力を実現し、生涯の計画を達成するために企画された教育・訓練のコースを追求すること。
 - (c) 自己の職業について、最初の段階とその後の段階において、満足な経歴を展開するための決定を行うについて柔軟性を身につけること。
 - (d) 教育と雇用と労働の世界との間の移行を、必要に応じ、容易にすること。
- 5 5 指導は、生徒及び成人が頻繁な職業変更の真の可能性に対する準備を行うに際し、企業、個人及び家族のニーズを考慮に入れるべきである。職業変更には、失業の期間及び非公式の部門における雇用の期間が含まれよう。この職業変更の準備は、次のことを通じて達成されるべきである。

- (a) 生涯学習、訓練、職場及び就職あっせん業務の間の密接な連絡及び調整
 - (b) 労働の世界及び職業の機会に関するすべての必要な情報が入手可能であり、また、すべての利用可能なコミュニケーション方式を利用して積極的に普及されることを確保すること。
 - (c) 労働に従事している者が継続教育、訓練及び他の勤労機会に関する情報を入手できることを確保すること。
- 5 6 指導は、個人のニーズに重点を置きつつ、利用可能な機会についての現実的な見方を与える情報が伴っているべきである。この情報には、労働市場及び雇用構造における傾向、各種の職業の環境への影響、並びに報酬、昇進及び転職について予想されることに関するものも含む。
- 5 7 女兒と女性に対する指導については、次のことを確保するために特別の注意が払われるべきである。
- (a) 指導が両性を対象にするものであり、すべての範囲の教育、訓練及び雇用の機会を包含するものであること。
 - (b) 女兒と女性が、利用し得る機会を活用するように奨励され、動機づけられること。
 - (c) 女兒と女性が、職業教育及び訓練課程のためにあらかじめ必要である数学や理科といった教科を学ぶように奨励されるべきである。
- 5 8 正規の学校教育における指導は、青少年のための現実味があり魅力的な選択として技術・職業教育を助長すべきである。この指導は、
- (a) 広い範囲の職業を対象とし、補足的な職場見学を含むべきであり、また、将来における職業選択の必要性とこの選択ができる限り合理的になされることを確保することの重要性について学生に心得させるべきであり、
 - (b) 学生及びその両親・保護者が教育上の種々の流れについて明確な選択をするのを援助すべきであり、また、学習者が、学習上及び職業上の柔軟性を高めるために幅広い選択をする余地を保つことを奨励すべきである。
- 5 9 職業分野への準備としての技術・職業教育の指導は、
- (a) 特定の興味の分野に開かれている種々の可能性、必要な学歴、及び継続教育及び継続訓練を受けるその後の可能性について学生に知らせるべきであり、
 - (b) 将来の職業選択の自由を制限しない教育課程を選ぶことを学生に勧めるべきであり、
 - (c) 教育課程を通して学生の進歩の状況を見守るべきであり、
 - (d) 課程を、短期間の実務経験及び実際の作業状況の学習によって補足すべきである。
- 6 0 生涯学習の一環としての継続教育としての技術・職業教育を受けている個人にとって、指導は、
- (a) 各人のニーズに最も適した課程を選択できるよう助力すべきであり、

- (b) 適切な程度の専門化の開始に関する効果的な選択を行うことができるようにすべきである。
- 6 1 指導は、次のことを考慮に入れるべきである。
- (a) 学習者の態度、期待及び職業の選択に影響する経済的、社会的、技術的、文化的及び家庭的要因
 - (b) 適性検査を含む考査の結果
 - (c) 学業成績及び(又は)労働経験
 - (d) 興味を有する職業部門における機会及び見通し
 - (e) 個人の嗜好及び医学的状況、身体上の制約及び障害を含む特別のニーズ
- 6 2 指導の制度は、指導業務の受益者及び提供者に説明のできるものにする必要がある。質の保証及び長期の結果は、国及び機関の段階において次のことを継続的に点検されるべきである。
- (a) 指導の対象者、ニーズ、行われた課程及び内容、及びその結果としての雇用(自家営業を含む)に関する正確な記録
 - (b) 職員の仕事ぶり、並びに、指導の長期的効果及び受益者の自己信頼の度合いを決めるために用いられた方法の両者についての評価制度

学習の過程

- 6 3 21世紀における技術教育・職業教育が直面する課題は、学習者中心の革新的で弾力的な取組方法(技術、環境、外国語・外国文化、企業家精神及び急速に成長するサービス産業の必要条件といった、新しい教科及び問題を考慮に入れた、新方向の教育課程を含む)を要求している。
- 6 4 理論と実践は、統合された全体を形成すべきであり、かつ、学習者に動機を与えるような形で示されるべきである。実験室、作業場及び(又は)企業における経験は、数学的及び科学的な基礎と結びつけられるべきであり、また、それと反対に技術理論は、これを支持する数学及び科学と同様に、その実際的な応用を通じて説明されるべきである。
- 6 5 今日の教育技術(特に、インターネット、双方向のマルチメディア教材、視聴覚教具、マスメディア)が、特に自己学習の助長について、教育課程の広がり、費用対効果、質及び豊かさを高めるために十分に活用されるべきである。
- 6 6 技術・職業教育で使用される方法及び教材は、学習者のニーズに慎重に適合されるべきである。この点に関し、
- (a) 教授言語が現地の言葉と異なる場合には、教材は、数字及び図式による表示を最大限に使用し、また、文字による教材は、最小限にとどめられるべきである。
 - (b) ある国で開発された教材が他の国で使用するために改作される場合には、この改作は、現地の諸要素を十分考慮して慎重に行われるべきである。

(c) しかしながら、労働力の流動性の拡大ということを考えれば、外国語技能の習得は教育課程の中において極めて重要な側面になると考えられるべきである。

6 7 教育機関内の作業場で使用される機械及び機器は、職場のニーズに合うように調節されるべきであり、職場をできるだけ実際に近い形で再現するべきである。学習者は、機器を操作及び保守管理する能力を持つべきである。

6 8 評価は、教授及び学習の過程の欠くことのできない1部分であるべきであり、また、その主要な機能は、学習者をその興味、能力及び労働の世界における適性に従って発達させるために適切な課程の利用可能性を確保することであるべきである。

6 9 学習者の成績は、授業の出欠、興味と態度、実践的・技能・能力を得るための適性、相対的進捗、才能に作り直されている途上の許容能力、試験その他のテストを考慮する全体的な基礎を基に評価されるべきである。

7 0 学習者は、自己の進捗の評価に参加すべきであり、また、この制度は、学習上の諸問題を特定して矯正するための、(制度の中に)組み込まれた反応装置を有すべきである。

7 1 教授及び学習の過程についての継続的評価(形成的評価を含む)は、課程の有効性を確保し、かつ、与えられた知識及び技能が職場のニーズを満たすために、教員、監督者、学習者及び関係の職業分野の代表の参加を得て行われるべきであり、学習分野の最近の発展の結果を含むべきである。

職員

7 2 技術・職業教育の高い質を確保するために、十分な数の高資格を有する教員、指導員(及び訓練員)、管理職員及び指導要員の募集及び養成、並びに、彼らの職業生活を通じた継続的な専門的能力の向上と、彼らが職務を効果的に果たすことができるようにするための必要な便宜を供与することに優先権が与えられるべきである。

7 3 提供される報酬及び勤務条件は、類似の資格と経験を有する他の職業部門で働く者が受けるものに比して有利であるべきである。特に、技術・職業教育の職員の昇進、給与及び年金は、教育部門の外における雇用で得た関連性のある経験を考慮に入れるべきである。

教職員

7 4 実技を教える指導員、訓練員を含む技術・職業教育のすべての教員は、教職の欠くことのできない1部分とみなされるべきであり、したがって、一般教育を担当する教員と同じ地位にある者と認められるべきである。この点に関し、

(a) 1966年10月5日に「教員の地位に関する特別政府間会議」によって採択された「教員の地位に関する勧告」が、特に、教員養成及び継続教育、雇用及び職歴、教員の権利及び責任、効果的な教授及び学習の条件、教員の給与並びに社会保障に関する規定について、技術・職業教育の教員に適用される。

(b) 種々の種類の教育機関、例えば、技術・職業教育の専門機関の教員と一般教育機

関の教員の間での恣意的な差別は、排除されるべきである。

- 7 5 常勤であるか非常勤であるかを問わず、技術・職業教育の教員は、適切な人格上、倫理上、専門職上及び教授上の資質を有し、及びこれらの者が常に変化する科学的、技術的及び社会的環境の中で勤務し、かつその環境に適合することを可能にする強力な初期養成を経ているべきである。
- 7 6 一般教育における技術科目及び職業科目の教員は、
- (a) 広い範囲の専門分野に精通しているべきであり、
 - (b) これらの専門的分野を相互に関係させる能力、及びこれらの専門分野をより大きな社会的、経済的、環境的、歴史的及び文化的な背景に関係させる能力を発達させるべきであり、
 - (c) これらの科目が主として職業又は教育指向の任務に役立つ場合には、指導を行うことができるべきである。
- 7 7 職業分野のための技術・職業教育の教員は、適切な資格を有すべきである。したがって、
- (a) 当該職業分野が主として実際の技能を要求するものである場合には、教員自身はこの技能の行使に関して意味のある経験を有しているべきであり、
 - (b) 学習者が技術者又は中級の管理職として養成される場合には、教員は、この種の職の特別の必要条件についての十分な知識（適切な実際の経験を通じて得られたものであることが望ましい。）を有しているべきであり、
 - (c) 当該職業分野が研究及び理論的分析を要求する分野、例えば、工学の分野である場合には、教員は、研究の方法についての基礎知識を有すべきである。
- 7 8 継続教育としての技術・職業教育の教員は、成人を教育するための特別の準備に加えて、学習者の勤務環境に関する十分な知識を有し、かつ、遠隔並びに個人のペースによる教育及び訓練を提供することができるべきである。
- 7 9 教育界の外で働く熟練専門家は、労働の世界を教室に一層密接に結びつけるために、学校、大学又は他の教育機関で教授するよう招請されるべきである。
- 8 0 技術・職業教育を提供する機関における一般科目の教員は、各自の教授分野の資格に加えて、学習者の専門化された技術・職業教育の課程の性格についての理解を有すべきである。
- 8 1 技術・職業教育の教員の養成は、なるべく高等教育として行われるべきであり、入学のため中等教育又はこれと同等の教育の修了を必要とするものとすべきである。すべての課程は、次の諸目的に留意して立案されるべきである。
- (a) 教職全体のために教育及び有効な専門的養成の水準を維持するとともに、これらの全面的水準の向上に貢献すること。
 - (b) 将来の教員が担当することとなる分野の理論的及び実践的側面の両者を教授する

ための能力を発達させること。この場合、可能である時にはいつでも、常に情報・コミュニケーション技術を利用する必要性を特に重視すること。

(c) 将来の教員に対し、各自の分野の最新の動向とともに、関連の雇用機会についても把握する責任感を発達させること。

(d) 将来の教員に対し、特別のニーズを有する学習者を指導する能力を発達させること。

(e) 将来の教員が、各自の主要担当科目に関係する他の科目を教える能力を、追加養成を通じて兼ね備えることを確保すること。

8 2 学校内における指導と職場における指導とを結びつけた柔軟な訓練及び再訓練の課程は、成績評価、資格認定及び相互関連づけのための新しく適切な手段及び証明水準を発達させることにより、関係の科目に見合ったもの、学習者と職場のニーズに見合ったものにならなければならない。

8 3 将来の教員がその養成期間中に実際的な勤務経験を得ることを地元の状況が妨げる場合には、教員養成機関は、教育課程の一部として職場の状況を模倣することを試みるべきである。

8 4 技術・職業教育のすべての教員の専門的養成には、就職前訓練課程及び就職後の上級課程に次の諸要素を含むべきである。

(a) 一般教育論並びに技術・職業教育に特に適用される教育論

(b) 将来の教員が教えることとなる科目（及び分野）に関連のある教育心理学及び教育社会学

(c) 将来の教員の担当科目（及び分野）に適した教室経営及び特別の教授法、並びに学生の学習の評価方法

(d) 情報・コミュニケーション技術を含む現代的教授技術及び教具の選択と使用に関する訓練

(e) 適切な教材を創造・製作する方法についての訓練（そのような教材の供給が不足する場合において、モジュール式、及びコンピュータの使用による教材を含む）

(f) 教職への任命に先立って監督の下行われる一定期間の教育実習の経験

(g) 教育及び職業指導の方法、並びに教育行政についての概論

(h) 実際の教室及び実験室の指導環境の企画、並びにこれらの施設の運営及び維持

(i) 安全に関する健全な訓練（安全な勤務の実施について教えること、及びよい実際例を示すことを重視する）

8 5 技術・職業教育の教員の養成に責任を有する職員は、各自の分野において上級の資格を取得しているべきである。すなわち、

(a) 特殊な技術的及び職業的分野に責任を有する教員養成教員は、各自の分野において、他の高等教育の機関及び課程の特殊教科目を担当する職員の資格と同等の資

格（上位学位及び関係する職業分野の雇用経験を含む。）を有しているべきである。

(b) 教員養成の教育的側面に責任を有する教員養成教員は、自ら技術・職業教育の教員経験者であるべきであり、かつ、教育分野の上位の資格を有すべきである。

8 6 技術・職業教育の教員養成に責任を有する職員は、各自の分野における技術的な研究及び雇用機会の分析に積極的に従事すべきである。このため、適度の授業負担及び適当な施設へのアクセスについての措置がとられるべきである。

8 7 教職員は、専門の分野のいかんを問わず、各自の教育及び訓練を継続するよう奨励されるべきであり、かつ、そのために必要な手段を有すべきである。生涯学習の機会が広い範囲の施設において提供されるべきであり、この生涯学習には、次のことが含まれるべきである。

(a) 知識、適性及び技能を継続的に検討し最新のものとすること。

(b) 専門の職業上の技能及び知識を継続的に最新のものとすること。

(c) 関係の職業分野における定期的な勤務経験

8 8 昇進、前任順位及び地位の問題が考慮される際には、継続教育についてのその者の到達度が適切な勤務経験とともに考慮に入れられるべきである。

管理職員及び指導職員

8 9 技術・職業教育課程の管理担当者は、次の資格を有しているである。

(a) 技術・職業教育の1分野における教授経験

(b) 課程の中で教授される諸分野の1つにおける勤務経験

(c) 人格的、社会的及び経済的発展の1つの重要な要素としての技術・職業教育についての広い視野

(d) 管理技術及び手続きについての知識

9 0 技術・職業教育の機関の長は、自分の時間のかなりの部分を自分の仕事の教育的及び科学的側面に当てるべきである。かつ、次の業務を供与するために十分な数の職員を有すべきである。

(a) 志願者及び学生のためのカウンセリング及び指導

(b) すべての実習及び実験の準備、監督及び調整

(c) 作業場及び実験室の機器、装置及び工具の維持管理

(d) 図書館や情報通信技術センター、情報源センターといった学術面での支援業務

9 1 管理職員は、特に適切な生涯学習の課程を通じて、新しい管理の技術及び動向に遅れないようにすべきである。管理職員は、技術・職業教育の課程の個々の側面（柔軟な入学及び再入学の形態、職場における継続的訓練及び労働の世界のニーズへの適合など）に関連する方法及び問題について特別の訓練を受けるべきである。この訓練には、次のものを含めるべきである。

(a) 教育行政に適した管理方法（情報・コミュニケーション技術を活用する技術を含

む。)

(b) 各種の課程の目的及び優先事項を考慮に入れて財源の配分を容易にし、能率的な活用を確保する財政計画の方法

(c) 現代的な人的資源の管理及び開発のための方法

9 2 指導職員は、各自の任務のために特別の養成を受けるべきである。指導職員は、適性、興味及び動機の客観的評価を受けるべきであり、かつ教育及び雇用の機会に関する最新の情報を持つべきである。指導職員は、計画的に組織された企業訪問及び企業内での訓練を通じて、経済及び労働の世界の直接的知識を習得すべきである。指導職員には、新しい情報及び指導方法に遅れないために、実際の経験のための機会を含む便宜が供与されるべきである。最も重要なことであるが、指導職員は、技術・職業教育が生涯学習プロセスの一環としてすべての者に利用されることができるようにならなければならないという考えを念頭に置くべきである。技術・職業教育は、人格的及び経済的発展及び責任ある市民精神に貢献しなければならない。

国際協力

9 3 加盟国は、技術・職業教育を刷新し、維持するため、次の諸点を特に重視して、関係の国際機関の援助により、北側諸国と南側諸国との間の、及び南側諸国相互間の国際協力を優先権を与えるべきである。

(a) 発展途上国が技術・職業教育を自分のこととして率先して行い、この教育部門のための予算を増加させることの必要性

(b) 国際援助活動をいかなる当該国においても能率的に調整すること。

(c) すべての国及びすべての状況において学習者の利益のため、知的財産（研究・開発を通ずるものを含む）の共有を高めること。

(d) 平和と安定の維持、及び社会的機能不全の予防に対する技術・職業教育の貢献について、並びに、援助受入国に対する援助のなかに技術・職業教育の援助を含める必要性について、すべての利害関係者（国際金融当局を含む）が認識すること。

9 4 加盟国は、自国の領域内に居住する外国人（特に移民及び避難民）及びその子が技術・職業教育を受けられるように特別の措置をとるべきである。この措置は、居住国におけるこれらの者の特別なニーズ、及び彼らが母国へ帰国する場合の特別なニーズを考慮に入れるべきである。

9 5 諸国にとって、技術・職業教育に関する経験を共有する余地は大いにある。発展の状況を問わず、すべての国の間において相互協力の援助を行う必要がある。現代の情報・コミュニケーション技術を活用して、研究・開発から得られた情報、文書、資料、そして特に次のものを定期的に交換するための措置を国、地域及び国際レベルにおいて講じるべきである。

- (a) 比較教育、並びに一般教育、技術・職業教育に影響のある心理学的及び教育学的諸問題並びに現在の動向に関する出版物
 - (b) 教育課程開発、方法論と教材、海外留学の機会、雇用の機会（人的資源の需要状況を含む）労働条件及び社会給付に関する情報及び文献
 - (c) 理念、革新措置及び新しい教授、学習、訓練教材
 - (d) 情報を提供し又は教育学上の性格を有するマスメディア・プログラム
- 9 6 共通の文化遺産を有し、かつ（又は）技術・職業教育の開発又は拡充に関して共通の問題に直面している諸国間においては、次のことを通じて地域間協力が奨励されるべきである。
- (a) 閣僚級の定期会議及び策定された政策及びとられた措置を検討するための枠組の設置
 - (b) 高い水準の研究、基本型となる教材及び機器の開発、並びに教員養成を任務とする職員の養成のための共同施設の創設。ただし、このような施設の費用がある地域のいずれか1国では維持するには高すぎる場合に限る。
- 9 7 情報・コミュニケーション技術を利用し、国際的又は地域的利用に適した教授及び学習用の教材の開発は、優先的領域と考えられるべきである。これらの教材は、技術・職業教育を通じて得られる専門的能力・資格の共通基準の漸進的設定及び認定に貢献すべきである。さらに、そのような教授及び学習用の教材は、機関の間における熟慮された国際的協力による教授及び学習を奨励すべきである。
- 9 8 加盟国は、特に、技術の取得、適合及び応用の領域における発展途上国での能力開発の見地から、次のことを通じて、国際的協力に対し好意的な環境の醸成を奨励すべきである。
- (a) 教員、訓練者、学生及び管理・経営担当者のフェローシップ及び交換プログラム
 - (b) 異なる国の類似の機関の間の（姉妹関係の締結などによる）継続的な協力の確立
 - (c) 特に自国の雇用機会が限られている場合における、国外労働経験の供与
 - (d) 自国の教育プログラムを国外に紹介し知らしめることの奨励
- 9 9 国際的協力を容易にするため、加盟国は、すぐれた実践及び方法の交換を通じて、特に次のものに関係する国際的に勧告された関連性のある適切な基準及び規範を、適用することを目指すべきである。
- (a) 評価の制度
 - (b) 科学及び技術の記号
 - (c) 職業資格及び資格認定書
 - (d) 設備及び技術の基準
 - (e) 情報処理
 - (f) 教育課程及び適性検査を含む考査についての標準化を意味する資格の等価性

(g) 教材、製品及び製作プロセスの検査による職業上の安全及び保安

(h) 環境の保護及び保存

100 北側諸国と南側諸国との格差を狭める手段として、また、21世紀におけるより繁栄し平和な未来への懸け橋として、諸国が生涯にわたる技術・職業教育を利用することを可能にするために、国際的に勧告された基準及び規範が、各国におけるこれらの基準及び規範の適用の有効性に関する不断の研究及び監視を通じて継続的に評価されるべきである。